

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月17日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第50号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第11条農林振興室の款農政企画課の項第14号中「限る。）」の右に「及び農業委員選  
定委員会」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)